

指定訪問看護重要事項説明書兼契約書別紙

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社MC
代表者役職・氏名	代表取締役 嶋 淳
本社所在地・電話番号	埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1 TEL048-948-6653
法人設立年月日	平成26年4月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	MC訪問看護ステーション
事業所番号	訪問看護 (指定事業所番号 1161290113)
所在地	〒341-0005 埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1
電話番号	048-948-6653
FAX番号	048-948-6654
通常の事業の実施地域	三郷市、吉川市、草加市、八潮市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行う。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常 勤 1人
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行う。	常 勤 17人 非常勤 5人

理学療法士	1 訪問看護としての在宅リハビリテーションを担当する。	常 勤 5人 非常勤 人
-------	-----------------------------	-----------------

3 サービス内容

訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーション（当病院・診療所）の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリ治療を行います。</p> <p>■療養上のお世話 身体的清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導</p> <p>■医師の指示による医療処置 かかりつけ医の指示に基づく医療処置</p> <p>■病状の観察 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック</p> <p>■医療機器の管理 在宅酸素、人工呼吸器などの管理</p> <p>■ターミナルケア がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い</p> <p>■床ずれ予防・処置 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て</p> <p>■在宅でのリハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等</p> <p>■ご家族等への介護支援・相談 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割の額です。負担割合が2割の方は負担額も倍となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価10,422円(6級地)

看護職員による訪問の場合

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満				30分未満			
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,271円	328円	655円	982円	4,907円	491円	982円	1,473円
	2,948円	295円	590円	885円	4,418円	442円	884円	1,326円
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,089円	409円	817円	1,227円	6,134円	614円	1,227円	1,841円
	3,686円	369円	738円	1,106円	5,522円	553円	1,105円	1,657円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,907円	491円	982円	1,473円	7,361円	737円	1,473円	2,209円
	4,423円	443円	885円	1,327円	6,627円	663円	1,326円	1,989円
サービス提供時間数 サービス提供時間帯	30分以上1時間未満				1時間以上1時間30分未満			
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	8,575円	858円	1,715円	2,573円	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
	7,721円	773円	1,545円	2,373円	10,576円	1,058円	2,116円	3,177円

早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	10,719円	1,072円	2,144円	3,216円	14,692円	1,470円	2,939円	4,408円
	9,651円	966円	1,931円	2,896円	13,220円	1,322円	2,644円	3,966円
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	12,863円	1,287円	2,573円	2,859円	17,630円	1,763円	3,526円	5,289円
	11,581円	1,159円	2,317円	3,475円	15,864円	1,587円	3,173円	4,760円

理学療法士等による訪問の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合				1日に2回を超えて行う場合			
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
昼間	3,063円	307円	613円	919円	1,531円	154円	307円	460円
早朝・夜間	3,829円	383円	766円	1,149円	1,914円	192円	283円	575円
深夜	4,595円	460円	919円	1,379円	2,297円	230円	460円	690円

イ 加算

要件を満たす場合に、以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価10,42円(6級地)

①サービスの実施による加算

加算	利用料	1割	2割	3割	算定回数等
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	6,252円	626円	1,251円	1,876円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	5,981円	599円	1,197円	1,795円	
特別管理加算(Ⅰ)	5,210円	521円	1,042円	1,563円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,605円	261円	521円	782円	
ターミナルケア加算	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	死亡月に1回
初回加算(Ⅰ)	3,647円	365円	730円	1,095円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	3,126円	313円	626円	938円	
退院時共同指導加算	6,252円	626円	1,251円	1,876円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,605円	261円	521円	782円	1月に1回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,646円	265円	530円	794円	1回当たり(30分未満)
	4,188円	419円	838円	1,257円	1回当たり(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,094円	210円	419円	630円	1回当たり(30分未満)

	3,303円	331円	661円	991円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,126円	313円	626円	938円	1回当たり
事業所と同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					90/100へ減算

医療保険による訪問看護の利用料

次の三項に該当する場合は医療保険の適用となります。

- ①介護保険の対象でない利用者（介護保険非該当者）
- ②医療依存度が重度化し、介護保険適応外の利用者
- ③厚生労働大臣が定めた疾患や病状の利用者

基本料金	利用料
訪問看護基本療養費Ⅰ (看護師、理学療法士)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円
訪問看護基本療養費Ⅰ (准看護師)	週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円
訪問看護基本療養費Ⅰ (理学療法士)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (看護師)	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円
訪問看護基本療養費Ⅱ (准看護師)	週3日目まで 2,530円 週4日目以降 3,030円
訪問看護基本療養費Ⅱ (理学療法士)	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 2,780円
訪問看護管理療養費 (1日1回につき)	月の初日 7,440円 2回以降 3,000円

加算	利用料
複数名訪問看護加算	看護師 同一建物内1人 4,500円
	同一建物内2人 4,500円
	同一建物内3人以上 4,000円
	准看護師 同一建物内1人 3,800円
	同一建物内2人 3,800円
	同一建物内3人以上 3,400円
	看護補助者(1日1回)
	同一建物内1人 3,000円
	同一建物内2人 3,000円
	同一建物内3人以上 2,700円
(1日2回)	
同一建物内1人 6,000円	
同一建物内2人 6,000円	

	同一建物内3人以上 5,400円 (1日3回) 同一建物内1人 10,000円 同一建物内2人 10,000円 同一建物内3人以上 9,000円
難病等複数回訪問加算	(1日2回) 同一建物内1人 4,500円 同一建物内2人 4,500円 同一建物内3人以上 4,000円 (1日3回以上) 同一建物内1人 8,000円 同一建物内2人 8,000円 同一建物内3人以上 7,200円
24時間対応体制加算 (1月につき)	6,400円
早朝夜間加算 深夜加算	6-8時 18時-22時 2,100円 22-6時 4,200円
特別管理加算 (1月につき) *状態に応じて異なります	2,500円または5,000円
緊急訪問看護加算 (1日につき)	2,650円
長時間訪問看護加算 (週1回まで)	5,200円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円
訪問看護情報提供療養費 (月1回)	1,500円

その他退院時や居宅療養でのカンファレンス等に伴う加算	利用料
退院時共同指導加算 (1月につき、利用者の状態に応じ月2回を限度)	6,000円または8,000円
退院支援指導 (退院時)	6,000円
在宅患者連携指導加算 (月に1回)	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月に2回)	2,000円

※医療保険による基本料金に対して

社会保険・国民健康保険： 3割負担

他、各種医療保険： 負担割合分

後期高齢者医療被保険者： 負担割合分

各種、公費負担医療費受給者証： 各負担上限額まで

(2) 保険適用外料金

① 死後の処置料

10,020円

② 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1km当たり70円を請求します。

③ キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の前日17時から24時の連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

④ その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問看護職員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は、利用月の翌月10日頃に利用者あてに発送します。

(2) 支払い方法等

① 請求月の20日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	MCクリニック
	氏名	松本 栄直
	所在地	埼玉県三郷市早稲田1丁目18-19 1F
	電話番号	048-959-2233
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

9 職場におけるハラスメントの防止

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10 虐待防止に関する事項

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止責任者：管理者 三浦 綾

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.1 業務継続計画に関する事項

事業者は感染症や災害の発生においてサービスを継続的に提供するための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるものとします。

(1)事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2 感染症対策に関する事項

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染防止委員会)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.3 サービス提供に関する相談、苦情

(1)苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ・相談担当者は、把握した状況について(※スタッフとともに)検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2)苦情相談窓口

担 当	管理者 三浦 綾
電話番号	048-948-6653
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	年中無休

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

三郷市 市役所 福祉部長寿いきがい課	048-953-1111
吉川市 市役所いきいき推進課 介護給付係	048-982-5119
草加市 市役所 長寿・介護福祉課	048-922-0151
八潮市 市役所ふれあい福祉部 長寿介護課 介護給付係	048-996-2829
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

1.4 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

令和 年 月 日

指定訪問看護、の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1

法人名 株式会社MC

代表者名 嶋 淳

説明者

事業所名 MC訪問看護ステーション

氏名 三浦 綾 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。
また、署名の上この文書が契約書の別紙(一部)になることについても同意します。

利用者 氏名

(代理人) 氏名

〔平成	27年	4月	1日制定〕
〔平成	29年	1月	1日改訂〕
〔平成	30年	3月	1日改訂〕
〔平成	30年	4月	1日改訂〕
〔令和	2年	6月	1日改訂〕
〔令和	6年	4月	1日改訂〕